

令和7年第1回
美唄市議会定例会会議録
令和7年3月7日(金曜日)
午前10時00分 開会

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 一般質問

◎出席議員(14人)

議長	谷村知重君
副議長	楠徹也君
1番	永森峰生君
2番	伊原潤司君
3番	江川いつみ君
4番	海鉾則秀君
5番	古賀崇之君
6番	吉岡建二郎君
7番	本郷幸治君
8番	齋藤久美夫君
9番	山上他美夫君
10番	森明人君
11番	川上美樹君
13番	松山教宗君

◎出席説明員

市長	桜井恒君
副市長	土屋貴久君
総務部長	村上孝徳君
市民部長	児玉ゆかり君
保健福祉部長	猪谷憲恭君
経済部長	佐藤剛司君
都市整備部長	清水真史君
市立美唄病院事務局長	藤井俊禎君

消防長	後藤博昭君
総務部総務課長	平野太一君
総務部総務課長補佐	上村名津美君

教育長	石塚信彦君
教育部長	杉本竜一君

選挙管理委員会委員長	中田礼治君
選挙管理委員会事務局長	堀澤宏史君

農業委員会会長	畑雄二君
農業委員会事務局長	山下康行君

監査委員	福地英敏君
監査事務局長	高橋修也君

◎事務局職員出席者

事務局長	門田昌之君
次長	新宗晃君

午前10時00分 開会

●議長谷村知重君 これより、本日の会議を開きます。

●議長谷村知重君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

2番 伊原潤司議員
5番 古賀崇之議員
を指名いたします。

●議長谷村知重君 次に日程の第2、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。
3番江川いつみ議員。

●3番江川いつみ議員 令和7年第1回定例会において、大綱1点について、市長に質問させていただきます。

明日、3月8日は国際女性デーです。女性が活躍し、正しく評価されるまちづくりということでお伺いいたします。

厚生労働省は先月、出生数が9年連続過去最少であることを発表し、異次元と言われる少子化対策はあまり成果を上げていないと言われています。政府は今、若者や女性に選ばれる地方を打ち出しています。なぜ、女性が地方を離れてしまうのか、課題の分析と対策は重要です。昨日の道新にも「ジェンダーをみつめて、格差ない職場を求めて道外へ」として、北海道の転出者が転入者を大きく上回り、女性が男性の2倍以上も首都圏に転出しているという現状が報じられておりました。人口減少、人材不足の近年、子どもを産んでも産まなくても、女性の存在は地方創生の鍵と言えます。地方の女性の流出については、テレビなどでも度々特集が組まれ、興味深い結果が出ております。番組内で女性たちは「もっと私たちの声を聞いてください」と訴え、登場した女性の声としては、「地方には選択できるほど仕事がない」「資格が必要な介護職や看護師、保育士くらいで、賃金は安い」「女性は結婚して子どもを産むものだ」「親を介護するものだ」という無意識の偏見があり、暮らしにくい様々な価値観が認められず、自由がないと。ある町長は、降雪期を考慮して、屋内遊戯施設を作り、子育て支援は他に引けをとらないと自負してきたが、若年女性の流出は止まらないと答えていました。このことから、出産・子育てへの支援は必要なことではあり

ますが、その前段階で女性に選ばれるまちになるために、施策の視点を変える必要があるのではないかと考えます。

そこで、いくつか質問いたします。

一つ目として、美唄市は、1990年の美唄市女性会議、1993年の美唄市女性の自立プラン、2002年の美唄市男女共同参画計画、そして2010年の美唄市男女共同参画条例の制定と、男女がお互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指しております。計画策定から20年、条例制定から10年が経ちましたが、その間にどのような変化や成果があったか、計画の進捗状況についてお伺いいたします。

二つ目として、2016年施行された女性活躍推進法は、就業意欲がある全ての女性がいきいきと働き続けられるように、積極的な採用と登用、そのための環境整備を促すという目的で施行されています。事業主は、女性活躍に関する行動計画を策定し、情報公表することが義務付けられています。「美唄市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を策定しておりますので、計画の進捗状況についてお伺いします。また、義務付けられている女性の活躍に関する情報公表の内容について、お伺いいたします。

三つ目として、地方創生を考える上で、女性当事者の声を聞くことは必須だと考えますが、市長との対話などから、20代30代女性の考え方などを聞く機会はあったのでしょうか。もし、そこから考えられた施策などありましたらお伺いします。

四つ目として、会計年度任用職員について。

公募によらない採用や基本号俸、上限号俸については、以前に質問させていただき、国公に準拠という答弁をいただきました。しかし、昨年12月27日の総務省の通達「会計年度任用職員制度の適正な運用等について」の通知に添付されていた「令和6年度会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査」の実施結果を見ますと、事務補助職員、図書館職員、保育所保育士、消費生活相談員の賃金が比較されていたのですが、1時間900円台というものから1,500円以上とかなりの差があり、同じ職種でも自治体ごとに随分と違っておりました。なぜなのでしょう。非正規雇用で低く抑えられた賃金は、老齢年金になるとさらに低くなり、安心して老いる道を閉ざします。働けなくなった後の将来が不安でならないという声を耳にします。若者や女性に選ばれる地方になるには、男女の賃金格差をなくすことが重要です。会計年度任用職員の76%は女性です。基本号俸が市町村の裁量によって決められものであるならば、美唄市も会計年度任用職員の基本号俸の見直しを考えていただけないのでしょうか、市長のご所見を伺います。

●市長桜井恒君(登壇) 男女共同参画の進捗についてであります。本市では「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」の実現を目指し、平成30年3月に第3次男女共同参画計画を策定したところです。本計画では、男女共同参画社会を実現していくための目標として「男女共同参画社会の実現

に向けた意識づくり」「誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり」「安心して暮らせる社会づくり」の三つを掲げ、目標達成に向け各種施策に取り組んできたところであります。

次に、本計画の進捗状況につきましては、令和5年度の実施予定項目数99に対し、実施項目数は93で、実施率93.9%となっているところであります。また、基本方針に関する目標値の状況として、固定的性別役割分担意識を持たない市民の割合は、計画策定時の59.9%に対し、令和5年度では69.6%となり、性別による固定概念を持たない市民が増えてきているものと考えているところであります。

次に、女性活躍推進法に係る施策についてであります。初めに「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき策定する「美唄市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」につきましては、女性職員の活躍を推進するため、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題から四つの数値目標を設定して、その目標達成のための取組を実施するものであります。

次に、計画の目標につきましては、一つ目は、「女性職員のキャリアアップ支援」として、令和7年度までに管理的地位にある女性の割合を令和3年度の実績である15.9%より4.1%引上げ、20%以上にする。二つ目は、「育児休業等を取得しやすい環境の整備」として、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇等の取得を促進すること。三つ目は、「年次休暇の取得の促進」として、令和7年度までに、職員の年次休暇の平均

消化率を令和3年の実績である29.6%から33%以上にする。四つ目は、「時間外勤務の縮減」として、令和7年度までに時間外勤務の年間平均時間を令和3年度対比で90%以内となるようにすることの四つの目標を掲げているところであります。

次に、計画の達成状況につきましては、計画の期間を令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とし、最終年度である令和7年度において、取組の実施状況や数値目標の達成状況などについて、点検評価を行うこととしております。

次に、女性の活躍に関する情報公表につきましては、厚生労働省令により、「女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績」「男女の賃金の差異」「職業生活と家庭生活の両立に資する雇用環境の整備に関する実績」について、事業所ごとに公表することとされているところであります。

次に、市民との対話の機会についてですが、本市の広聴活動においては、広く市民の意見を伺うよう取り組んでいることから、参加者に対し性別や年齢などの制限を設けてはいないところではありますが、今年度の広聴活動において、子育て世帯の方から申込みがあり、意見を伺う機会があったところあります。ご意見の内容といたしましては、子どもの発達相談の機会創出や学校施設の改善など、子育てや教育に関するものがあり、市としましては、今年度、保健センターで実施する「のびのび教室」において、発達相談に対する機会の提供や言葉の発達に関する講話を実施したところであり、学校施設の改善としましては、来年度予算で中央小学校の屋内運

動場の改修工事を予定しているところであります。

次に、会計年度任用職員の給与等についてありますが、初めに、総務省は12月27日付け通知「会計年度任用職員制度の適正な運用等について」の給与等調査の結果に地域間の差異があり、対応が十分でない団体に対しては、必要な適正化を求めるとともに、会計年度任用職員の給与等については、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とし、適切に対処することを総括しているところであります。また、国は、会計年度任用職員制度の導入により、地方自治体における会計年度任用職員の身分保障や勤務条件、給与等の処遇格差が解消されることで、モチベーションや生産性が向上し、市民サービスの安定的な提供につながるものとしていることから、地方自治体に給与等の処遇面における裁量権の全てを付与しているものではないところであります。

次に、上限号俸につきましては、総務省が示した会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルにより、「会計年度任用職員は、非常勤の職を占め、任期が1会計年度内に限られるものであることから、その職務の内容や責任の程度は正規職員とは異なる設定とすべきものであり、職務の内容や責任等を踏まえつつ、給料の水準に一定の上限を設けることが適当である」とされており、本市においても、職務の内容や責任等を踏まえつつ、給料の水準に一定の上限を設定したものであります。なお、会計年度任用職員の基準号俸の額は、正規職員の給与の改定に合わせて改定されるものであります。いずれにいた

しましても、令和5年度からは、法令や事務処理マニュアルの改正により、人事院勧告に基づいて、増額改定した会計年度任用職員の給与等について、正規職員と同様に遡及適用しているほか、これまで支給しないものとされてきた会計年度任用職員の勤勉手当について、支給しているところであり、会計年度任用職員の給与等については、今後につきましても、国公に準拠して、対応してまいりたいと考えております。

●3番江川いつみ議員 現在、高校への進学率は男女とも95%以上、大学への進学率は短大も含めると、男女とも60%とほぼ同じ数字です。男女平等、女性の希望も男性と同じように自立と自己実現であり、それが叶えられたことの対等な結婚であり、出産なのではないかと思っております。移住・定住によるUターンにける期待は大きいです。二拠点生活という言葉もはやりだしています。しかし、女性が大学等を卒業し、夢を叶えるために、ふるさとにUターンしたくなるような、持続可能なまちづくりを是非ともお願いしたいという思いで、再質問させていただきます。

一つ目の男女共同参画については、令和5年度美唄市男女共同参画実施状況の数字を私なりに分析しますと、教育や学習における啓蒙はほぼ目標値を達成していますが、広報紙などでの啓発は目標値の半分ほどにとどまっており、審議会等への女性の登用や働く場における女性の活躍は目標の3分の2程度にとどまっていることが分かります。審議会等で女性の声が少なければ、女性の活躍や女性への評価は進まないものと考えます。男女共同参画推進協議会「デュオの会」の活動は、昨

年度末で20年間の活動に幕を下ろしました。長い間、オピニオンリーダーとしての務めを果たされたと感謝しております。審議会等の女性委員を増やすなど、今後どのように女性の意見を市政に生かすかは大事なところだと考えます。また、男女共同参画計画は、市長の任期中には第4次の策定年を迎えます。それらを踏まえて、市長のご所見を伺います。

二つ目の女性活躍推進法については、法律の狙いは、はっきりしていました。女性に選ばれる職場になるために、企業や自治体などの事業主が現状を把握し、分析し、行動計画を策定し、その結果を公表するという一方で、企業や自治体にとっては、選ばれるための指針ができ、女性にとっては、職場を通しての自己実現や子育てしながら働きやすい職場を選ぶことができるというものです。行動計画のポイントは、女性職員の登用と昇進、育児休業後の職場復帰支援、性別による賃金格差の解消などとなっております。この法律は時限立法となっていて、来年度末で終わる予定になっておりましたが、昨年12月に厚労省が「未だこの法律が役割を終えた状況にはない」として、2036年3月まで延ばすことになるようです。是非、市役所が率先して、課題を分析して、施策に生かし、分かりやすい形で情報を公表していただきたいと思います。また、市役所内だけで終わらせることなく、公務員に男女の差はないという言葉で終わらせることなく、商工会議所等を通して、市内の企業にも浸透させていただき、是非、えらび認定を目指していただきたいと思います。これに対しての市長のご所見を伺います。

三つ目の、20代30代の女性との対話につい

ては、本市においては、美唄国設スキー場整備基本構想に係るアンケート調査や屋内遊戯施設アンケート調査など、ターゲットを絞った調査が実施されております。若年女性の流出を防ぎ、地域創生を図るためには、対象となる女性の生の声を聞くことが肝心です。冒頭に登場した女性たちのように、流出の原因は多岐にわたっています。アンコンシャス・バイアスの存在や就職キャリア形成、出産後も働ける環境等の整備もあると思います。しかし、もし既に流出してしまい、意見聴取が難しいという場合には、都会と地方を行き来する地域おこし協力隊員などの協力を仰ぎ、対象とすることで、参考になる意見を収集できる可能性も考えられます。市民との対話を重要視し、「ときめく未来を語るまち美唄」をビジョンとし、「未来に持続可能なまちづくり」をミッションとするとおっしゃる市長におかれましては、課題解決に向けた取組が可能であると考えております。改めて、若年女性からの課題の聴取について、市長のご所見をお伺いいたします。

四つ目の会計年度任用職員の基本号俸の見直しについてであります。自治体の裁量権は限られているが、以前に比べると常勤職員との格差は狭まっている。いずれにしても、制度は変わったばかりであり、国公準拠するというご答弁であったかと思います。私としては、国公準拠だけでは、他自治体との差別化は図れないと思っておりますが、この先を見守っていきたいと思っております。

●市長桜井恒君 次期美唄市男女共同参画計画の策定についてであります。男女共同参画社会の実現に向け、これまでも計画に掲げ

る三つの目標の達成に向け、取り組んできたところであります。今後におきましても、男女共同参画社会の実現に向け、取組を進めていく必要があるものと認識しているところでありますが、現在は性的マイノリティの方々も含めた権利保障も男女共同参画の一環として重視されており、次期計画策定においては、今後の社会情勢を踏まえ、検討を進めてまいります。

次に、女性の活躍推進についてであります。特定事業主行動計画につきましては、女性活躍推進法が延長の見込みとされていることを視野に入れながら、計画の最終年である令和7年度において取組の実施状況や数値目標の達成状況などについて点検評価を行い、次期の計画策定や施策の立案につなげてまいりたいと考えております。また、女性の活躍に関する情報の公表につきましては、厚生労働省令により、令和5年度からの公表が求められているところですが、単に目標や数値を公表するにとどまらず、女性活躍の状況把握と課題分析を行い、職場における女性に関する状況について、求職者に正しく理解してもらえるよう、さらには、市内企業等にも波及するよう必要な項目について、特定事業主行動計画の点検評価と併せて、分かりやすく公表してまいります。いずれにいたしましても、人口減少や少子高齢化が加速する中、美唄のまちが若者や女性に選ばれるまちとなるためには、教育環境の充実、雇用の創出、子育て環境の整備が不可欠であり、こうした様々な取組を通じて地域の魅力を高め、美唄に希望を持って住み続けられるまちづくりを進めていかなければならないものと考えております。

次に、若年女性からの意見収集についてありますが、20代30代の未婚女性については、全国的に見ても首都圏に転出する傾向にあり、本市における当該年齢層の既婚未婚の女性は、令和7年2月末現在で1,146人、全人口の6.2%となっております。本市が若者や女性に選ばれるまちになるためには、教育環境の充実、雇用の創出、子育て環境の整備が不可欠であると考えていることから、今後におきましては、地域おこし協力隊員や本市職員との対話による意見集約のほか、令和7年度より新たに実施する「結婚・新生活等支援事業」の参加者からの意見などを踏まえ、「美唄に住みたい、住み続けたい」と思える環境づくりを目指し、これからの課題解決に向け検討を行ってまいりたいと考えております。

●議長谷村知重君 次に移ります。

4番海鉾則秀議員。

●4番海鉾則秀議員 令和7年第1回定例会において、大綱2点、市長にお伺いいたします。

大綱の1点目は、市政執行方針についてです。

初めに、地域活性化起業人についてお伺いいたします。市政執行方針には、商工業振興、農商工連携、農業振興、学校教育など、地域活性化起業人を活用した取組を行う方針が示されています。地域活性化起業人については、企業派遣型と副業型がありますが、各々について令和6年度の派遣元企業は何社あり、また、どのような業務に従事し、どのような成果があったのか。併せて、令和7年度、新たな派遣元企業は何社を予定しているのか、市長にお伺いいたします。また、地域活性化起業人制度については、令和7年度から制度が拡充されると伺っておりますが、どのような拡充があ

り、その制度の活用について、どのように検討されているのか、市長にお伺いいたします。

大綱の2点目ですが、福祉行政についてお伺いいたします。

全国的に少子高齢化が進み、特に地方では人口減少が大きな問題になっており、本市においても決して他人事ではありません。令和6年3月31日付住民基本台帳によると、本市における65歳以上の高齢者の総人口に占める割合は44.3%となっております。高齢化が進んでいます。また、住民基本台帳に基づく令和5年1年間の出産数が42人と少なく、今後も少子高齢化と人口減少が続いていくと考えられます。高齢化と共に、若い世代が少なくなり、地域コミュニティの希薄化が進んでいくものと危惧しております。行政からの支援がますます期待されるところであります。このような中、地域課題の解決や地域コミュニティの再生に集落支援員が取り組んでいると伺っております。本市における集落支援員の人数と配置されている地域、また、現在どのような活動に取り組んでいるのかをお伺いします。

次に、地域コミュニティについてですが、少子高齢化や人口減少により、地域における住民同士のつながりが徐々に薄れ、役員の成り手不足など、様々な問題があり、既に町内会や老人クラブが解散している地域もあると聞いております。市長は令和7年度の市政執行方針において「ともに支え合い、安心して暮らせるまちづくり」を柱に掲げ、地域コミュニティの再構築に取り組むという決意が述べられております。市では、高齢者に対する地域コミュニティをどのように考え、特に農村地域なども市内中心部で生活する高齢

者と同様のサービスを受けることができるのか。今後、ますます人口減少が進む農村地域では懸念されるところであります。そこで、今後、地域の人口が減少しながらも、安心して暮らしていける地域を維持していくため、今後どのような取組で地域コミュニティを再生していくのか、市長にお伺いいたします。

●市長桜井恒君(登壇) 地域活性化起業人についてであります。本制度は、地方公共団体が三大都市圏に所在する企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を生かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事することで、地域活性化を図る取組となります。本市における地域活性化起業人につきましては、企業型が7社、副業型が2社から、それぞれ1人ずつ派遣されており、各々が本市の課題解決に向けた取組に従事しており、成果としましては、例として、親子ワーケーションの実施やスマート農業の推進などが挙げられます。令和7年度におきましては、企業型として継続される方が4人、新たに派遣となる方が3人、副業型につきましては2人が継続、新たに派遣となる方が6人の予定となっているところであります。令和7年度からの制度拡充につきましては、これまで対象者について、三大都市圏に所在する企業等の社員に限られておりましたが、三大都市圏外の政令市・中核市・県庁所在地に所在する企業等の社員に拡充されたほか、退職後のシニア層の活用も可能となる「地域活性化シニア企業人」が創設されるものと伺っており、このことにより、本市における課題解決に対応可能となる企業が増え、即戦力の人材確保が可能となるものと考えております。

次に、集落支援員制度についてであります。本市においては、誰もが住みなれた地域で暮らすことができる仕組みづくりを支援するため、令和3年度から国の集落支援員制度を活用し、地域コミュニティの再構築に取り組んでおります。現在、市内全域を5つのブロックに分け、18人の兼任集落支援員が各地域で実践活動を行い、まとめ役である専任集落支援員1人が市内全域を担当しております。活動内容としましては、地域の実情を把握するため、定期的に地域調査を行い、その情報を基に、地域の問題や課題の掘り起こしと、それらの解決に向けた取組を行っており、これまで、地域における事故や防犯対策として、町内会解散後の街路灯の維持に向けた提案や、市の街路灯補助金を活用し負担を軽減していただくためにチラシを作成し、各世帯へ配布と説明を行ったなどの実績がございます。また、福社会館において、地域住民が気軽に交流できる居場所づくりとして、映画鑑賞会やスマホ教室を開催するなど、地域の実情に応じた支援を展開しているところであります。

次に、地域コミュニティについてであります。少子高齢化と人口減少、多様化する問題・課題により、町内会などの地域コミュニティに変化が生じています。今ある町内会や老人クラブの維持が今後ますます難しくなるものと予想されていることから、町内会同士の統合や、役員体制の見直しと運営の簡略化を図り、役員の負担軽減の提案を行うなど、住民主体の持続可能な地域コミュニティづくりに向けて支援してまいります。特に、高齢者の割合が多い農村地域につきましては、免許返納後の移動手段の問題や、見守り体制と

居場所づくりなどが課題と考えており、地域住民が生活する場所において、各々が相互に支え合い、安心して生活できる地域づくりについて、引き続き集落支援員や民生児童委員との協働により地域の実情に即した支援を継続してまいります。市としましては、最も身近な生活基盤である地域コミュニティの再構築は、協働のまちづくりを進めていく上で大変重要なものと考えておりますので、この課題にしっかり取り組んでまいります。

●4番海鋒則秀議員 地域コミュニティについて、大変重要だという気持ちは同じ認識であることに安心しております。

再質問ですけれども、企業派遣型地域活性化起業人について、お伺いしたいと思います。これまでお聞きしたことを踏まえて、改めて質問します。

今年1月に私も出席させていただきました「二十歳を祝う会」では、突発性の難聴により耳が聞こえなくなり、手話ができない出席者のために、地域活性化起業人と教育委員会が共同で音声認識と自動翻訳が可能なアプリを活用し、スクリーンを利用し、リアルタイムで祝辞や二十歳の誓いなど、音を文字化してくれたことで耳が聞こえなくなった市民の方が目で聞くことができ、一度しかない二十歳を記念する式典をお友達と一緒に楽しく過ごすことができた大変感謝されていました。今回のような難病になった市民に対して、迅速かつ親身な対応をしていただいた地域活性化起業人と行政職員に対して、心より感謝を申し上げたいと思います。このように、市民のためにご尽力いただき、市民に喜ばれる企画を考えていただいた地域活性化起業人の派

遣期間が終了するが、企業とは一過性ではなく、今後も本市とのつながりを持ち、継続的な関係を保つことについてはいかがでしょうか。市長の考えをお伺いいたします。

●市長桜井恒君 派遣期間終了後の企業との関係についてであります。本制度につきましては、民間企業の有するノウハウや知見を生かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事することで、地域活性化を図る取組であり、派遣期間終了後においても、引き続き民間企業との関係を継続することで、派遣された起業人が帰任後においても、アドバイスや知見をいただくことができると考えております。また、派遣者が企業に戻った後も、地域の魅力や可能性を発信し続けることで、新たなビジネスチャンスの創出につながることも期待されます。このことから、長期的なつながりを築くことが、地域活性化起業人の本来の意義を深めるものと考えております。

●議長谷村知重君 次に移ります。

13番松山教宗議員。

●13番松山教宗議員 令和7年度第1回定例会において、大綱3点について市長に伺います。

大綱1点目は、行財政運営についてであります。

一つに、令和6年度の一般会計決算見込みについてであります。令和4年度頃までは、コロナ対策等臨時交付金などがあり、また、ここ数年ふるさと納税においては、施策として積み重ねてきた結果、右肩上がりの状況であり、本市財政にとってまさに追い風であったと思いますが、今年度につきましては、米価高騰などの影響を受け、返礼品の約7割がお米であ

る本市において、大幅に落ち込んでいると新聞報道があったと記憶しているところであります。また、歳出面においても、原料や資材単価、それに伴う修繕費などの高騰に加え、人事院勧告に基づく給与改定による人件費等の増加など、当初の見通しから状況が大きく変動している状況があらうかと思っております。そこで、一般会計の令和6年度末決算見込みの実質収支について、現時点でどの程度見込んでいるのかお伺いをします。

二つに、今後の財政見通しについてであります。市長におかれましては、先般の市政執行方針において、来年度の方向性として「効率化と未来への投資」をテーマに掲げ、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進による「未来志向の行財政改革へ歩み出す年」と位置付け、総合計画に掲げる都市像の実現に向けて、様々な施策を推進するという基本姿勢を示されました。私は、その方向性に共感するものの、現実的な課題として、物価やエネルギー価格の高騰、金利上昇に加え、生産年齢人口の減少による働き手不足の深刻化など、国の少子化対策の効果も未確定である中で、本市財政の見通しはますます厳しさを増していると認識しております。本市は、過去に深刻な収支不足に対応するため、財政健全化計画を策定し、8年間にわたって健全化の取組を行ってまいりました。その一環として、特に人件費の抑制が図られましたが、近年の雇用情勢を見ると、公務員においても人材不足が深刻となっております。給与面だけでなく、働き方改革を含めた処遇改善が人材確保の観点から、ますます重要となる中で、私は、再び人件費削減の時代に戻ることはあっては

ならないと考えております。そのため、物価高騰対策に加え、山積みするその他の課題への対応を進めるとともに、各年度における収支均衡の確保や公債費負担の適正化など、健全化の取組を着実に進め、持続可能な財政運営を確保することが市長の責務であると考えております。そこで、今後の財政見通しや、収支均衡に向けた具体的な対策について、市長のお考えを伺います。

大綱2点目は、旧美唄工業高校跡地の活用についてであります。一つに、今年度の議論経過、スケジュール等、今後の進め方についてであります。初めに、今年度の議論経過等についてであります。これまで美工跡地においては、公営住宅建替えや、その利用について、私も1期目2期目に、また同僚議員も含め注視して何度も質問をしてきました。それは、この計画が進むに当たり、当初の予定どおりに進まず、今日に至るまでに入居予定の方、期待している方、まちづくり上、議論やプロセスを踏んできたにも関わらず、供用開始が既に始まってもおかしくないところでもありますけれども、紆余曲折がありまして、現在に至っております。第3回定例会における同僚議員の一般質問においては、市長から、昨年度策定した「美唄市公営住宅建替え等基本構想」に基づき、令和6年度は、計画策定に向けた建物の配置、構造などについて、市民検討委員会を設置し、建替え対象団地の入居者の意見を聞きながら、様々な入居者ニーズに対応した住宅づくりを目指していくとの答弁がありました。一方において、美唄市公営住宅建替え等基本構想では、老朽化した公営住宅の集約のみならず、旧美唄工業高校跡地に市

民が広く価値を享受できる施設を一体的に整備することで、多世代が集い、人とつながる拠点づくり、人とつながることで賑わいをもたらす拠点づくりを目指すとの基本方針が示されており、そのため庁内検討委員会を立ち上げ、議論していくと聞き及んでおりますが、これまでの検討委員会における検討状況、議論経過等について伺います。

次に、スケジュール等、今後における進め方についてであります。これについても、第3回定例会における同僚議員の一般質問に対し、今年度策定予定の基本計画に基づき、令和7年度には基本設計、続いて令和8年度には実施設計、さらには、令和9年度の工事着工を目標に、順次設計業務を進めていく予定であると答弁されております。先般の市政執行方針においては、「旧美唄工業高校跡地の団地建設等に向けては、継続して協議を重ね、実施に向けて進めてまいります」と述べられておりますが、今年度の庁内検討委員会における議論経過を踏まえ、建替えに向けたスケジュールに変更があるのか伺います。

大綱3点目は、地域公共交通についてであります。

一つに「のるーと美唄」の実証運行の状況についてであります。これまで、地域公共交通施策として本市のこれからを見据えて、市民生活上、公共交通網は自治体インフラ、一般市民サービスの一つとして、維持向上が本市においては命題であります。「のるーと美唄」につきましては、市街地の効率的な公共交通体系の実現に向けての施策として、市街地を中心に運行している市民バス東線の運行区域を対象として、A I デマンドバスの実証

運行を計画していたものと承知しているところでありますが、北海道中央バスが運行していた美唄滝川線の廃止時期も重なってしまったことから、結果として、運行区域を一部拡大して実証運行を始められたと認識をしているところであります。このため、市民への十分な事前周知が行き届いていなかったこともあり、昨年の第4回定例会の一般質問において、実証運行開始後2か月間の利用者数の推移について伺ったところ、徐々に利用者が増加してきているとの答弁があり、少しずつではありますが、A I デマンドシステムが本市の市民に受け入れ始めてきたのではないかと感じているところであります。

そこで初めに、実証運行期間については、12月以降も継続するとのことでしたが、実証運行を開始してから現時点まで利用者数はどのように推移をしてきたのか、市長に伺います。

次に、本年1月からの実証運行については、運行時間を1時間短縮し、電話予約日を縮小するとの案内がのるーとの車内に掲載されておりましたが、どのような経緯で実証運行内容を変更したのか、併せて市長に伺います。

●市長桜井恒君(登壇) 令和6年度の一般会計決算の見込みについてであります。実質収支の見通しとしましては、歳出面における人事院勧告に基づく給与改定に伴う人件費等の増額については、補正予算を計上することなく、流充用により対応できる見込みであります。歳入面において、ふるさと納税が当初予算額20億円に対し、直近の実績で約8億円と大幅に予算割れしていることに加え、除排雪経費の補正により増額した特別交付税につ

いても、全国的に自然災害が多く発生したことにより、自治体への3月分配分額は前年度に比べ、大幅な減額が予想されとの通知もあることなど、一般財源の減少により、収支均衡は極めて厳しい状況にあると認識しているところであります。

また、特別交付税の確保に当たっては、1月に総務省に出向き、幹部職員の方々に対し、本市の旧産炭地域並びに過疎地域ならではの特殊財政需要について要望書により説明し、理解を求めるとともに、庁内においては、事務事業の効率的な執行など、一層の経費節減と歳入確保に努めるよう周知徹底を図っているところであり、今後におきましても、可能な限り、収支不足額の縮小に努めてまいりたいと考えております。

次に、今後の財政見通しについてであります。財政状況については、これまでの行財政改革に加え、ここ数年では特別交付税の増額などにより大幅な黒字決算を確保するとともに、ふるさと納税寄附金の増収を受け、子育て施策の充実など、市民ニーズに対応した新たな施策を展開する一方で、将来的な財政支出に備えた各種基金への積み増しも進めており、その結果、財政の健全度を示す各指標については、改善基調にあるところです。しかしながら、今後、中長期的には人口減少や少子化の進行に伴い、財政規模は縮小していくことが予測されます。さらに、先ほど申し上げましたとおり、令和6年度決算はふるさと納税の大幅な減収などにより、収支均衡は極めて厳しい状況にあり、来年度以降においても、寄附額の急回復は見通せないというのが実情であります。ふるさと納税は、地域のあ

り方を見直し、まちづくりに活かすための有効な制度であることから、来年度以降は美唄ファンの増加を図りながら、寄附額の回復に向けて取り組んでいくこととしておりますが、ふるさと納税はあくまで臨時的な収入であり、これに依存し、財政の持続性が揺らぐような事態は避けるべきであるという認識を新たにしているところです。今後の収支見通しについては、総合計画等期間を同じくする「美唄市中長期財政見通し」において、令和5年度決算を反映した推計では、年度間調整により財政調整基金を使用しながらも、総合計画期間中においては収支均衡が図られる見通しとなっておりますが、ふるさと納税の減少や物価高騰、人件費の影響を考慮すると、令和6年度決算や令和7年度予算を反映させた場合には、かなり厳しい状況となることが見込まれます。私は市長就任以来、「市民の暮らしを守ることを最優先にする」「事業の優先順位を見直す」「びばいの未来へ投資する」という三つの基本政策を軸に市政運営を進めておりますが、今ほど申し上げた厳しい状況を踏まえ、今後におきましても、これらの基本政策をしっかりと実践していくことが、結果として、様々な課題を克服し、総合計画に掲げる将来像の実現への近道であるとの強い決意のもと、引き続き、事務事業の質的転換や新たな歳入確保策を講じるなど、未来志向の行財政改革に取り組み、物価高騰や人件費上昇など、本市を取り巻く社会経済情勢の変化に的確に対応しながら、将来にわたって持続可能な財政基盤の確立を目指してまいりたいと考えております。

次に、旧美唄工業高校跡地の活用にかかる

議論経過等についてであります。旧美唄工業高校跡地の活用につきましては、令和5年度に策定した「美唄市公営住宅建替え等基本構想」を基に、公営住宅に加え、新たに整備する公共施設等を検討する場として、「美唄市公共施設等総合管理計画」を所管する企画財政課を事務局とし、総務部長及び関係部署の課長職をメンバーとする「美唄市旧美唄工業高校跡地の利活用に関する庁内検討委員会」を設置し、今年度中に策定予定の基本計画にどのように反映させるかについて議論を重ねてきたところであります。庁内検討委員会では、上位計画との関連性を意識しつつ、各部署での施策推進に向けた公共施設の課題や市民ニーズの洗い出しを行い、その上で、どのような施設を整備すべきかについて、幅広い意見を聴取しながら整理を進めるなど、これまでに4回の会議を開催してきたところであります。また、庁内検討委員会以外でも、室蘭市の生涯学習センター「きらん」への視察や、アドバイザーである北海道大学森教授との意見交換などを適宜実施しながら、基本構想で掲げている基本理念を基に、世代間の交流を意識した施設のあり方を考え、それぞれの世代がどのような目的でこのエリアに集い、賑わいを生むのかというイメージを整理してきましたが、先月実施した第4回会議において、事務局が整理した公共施設再編案を示し、今後の基本計画における内部事項として、一定の合意形成を図ったところであります。しかしながら、公共施設の再編に当たっての各施設の個別課題に加え、整備手法や財源、スケジュールの検討などに時間を要することから、公共公営住宅との一体的な整備は困難と判断

し、公営住宅の建替えを優先する方針を示したところであります。現時点においては、基本計画の策定には至っておりませんが、来年度においては、公営住宅の配置や構造、戸数の検討など、公営住宅単独の基本計画と基本設計の策定を一体的に進めていくことで、公営住宅の供用開始の時期に変更は生じないよう進めてまいりたいと考えております。

次に、「のるーと美唄」実証運行の実施状況についてであります。初めに、利用者数の推移につきましては、1日当たりの平均利用者数は10月が21.7人、11月が28人、12月が44.6人、1月が43.8人、2月が47.2人と増加傾向であり、実証運行開始月の10月と本年2月を比較すると2倍以上の利用人数となっているところであります。なお、平日に比べ休日の利用者はおおむね半数に留まっていたことから、平日のみの1日平均利用者数は、10月が25.5人、11月が34.1人、12月が50.3人、1月が53.5人、2月が62.8人となっているところであります。

次に、本年1月からの実証運行内容の見直しにつきましては、3か月間の利用状況を踏まえ、運行時間は午後6時台の1時間当たりの平均利用者数が1人程度となっていたことから、午後7時から午後6時へ1時間短縮し、運行日は平日に比べ、休日の利用が全体的に低調であったことから、運行日にかかわらず2台体制としていたものを休日は1台体制とし、電話受付日につきましても、毎日受付していたものを平日のみとしたところであります。

●13番松山教宗議員 まず1点目であります。けど、行財政運営について。今後の財政見通しについてでありますけれども、ふるさと納

税の減少や急激な物価上昇など、本市を取り巻く財政環境が変化する中、市政執行方針で市長もいろいろ述べられておりました。将来にわたり持続可能な財政運営を行うためには、その時々における経済動向などを踏まえ、財政推計の見直しを図っていく必要があるというお考えをいただきました。また、答弁にもありましたように、新年度は総合計画の最終年度でありますし、また、後期の見直し作業もあるということでもありますので、それと併せて、再度市長の見解を伺いたいと思います。

2点目は、旧美唄工業高校跡地の利用についてでありますけれども、「公営住宅の移転の変更はない」ということを答弁から確認をさせていただきましたが、新年度予算には、公営住宅の建替え計画に要する設計費が予算として計上されておられません。どのように公営住宅の建替え計画を進めていくのか、改めて伺いたいと思います。

3点目は、公共交通網、地域公共交通「のるーと美唄」についてでありますけれども、令和7年度の市政執行方針において、「のるーと美唄」につきましては、実証運行を継続するほか、既存路線等の見直しなど、今後の市内の公共交通体系の検討を進め、地域特性に応じた持続可能な公共交通の実現を図ってまいりたいとのことでありましたが、この計画は今後のバス路線の代替を含め、次世代のコンパクトで効率がよく、コストを抑えられるという利点もありますので、既存路線等のバスの運行等の部分も含めてでありますけど、見直しにかかる具体的な考えについて、市長に伺いたいと思います。

●市長桜井恒君 美唄市中長期財政見通しの

見直しについてであります。今後、財政規模の縮小が避けられない中で、将来世代の負担の先送りを回避し、少子高齢化の進展を見据えた次代のまちづくりを進めるためには、事業継続の可否も含め、限られた経営資源を効率的かつ効果的に投入するなど、さらなる予算の重点化が不可欠な状況となっております。こうした背景を踏まえ、財政見通しは国の地方財政対策や社会情勢の変動に大きく影響されることは否めないところでありますが、総合計画に掲げる施策や事業を推進するための財源確保と裏付けという観点から、来年度中に策定する後期基本計画の実効性を高めるためにも、地方財政を取り巻く動向に留意しつつ、適時見直しを行うことが重要であると認識しております。

次に、旧美唄工業高校跡地の全体的な活用に向けた今後の動きについてであります。旧美唄工業高校跡地に集約する公共施設の整備に向けては、庁内検討委員会としての基本的な再編案は確認したところでありますが、整備に当たって解決すべき課題も多いことから、基本構想に掲げる「多世代が集い、人とつながる拠点づくり」に向け、今後とも継続して、庁内議論を進めていくこととしております。

次に、「のるーと美唄」の既存路線等の見直しについてであります。令和7年度につきましては、地域公共交通計画の基本目標の一つであります「市街地の効率的な公共交通体系の実現」に向けて、市民バス東線と南美唄線の一体化による「のるーと美唄」の運行を目指し、既存路線や運行便数の見直しに向けて検討を進めるとともに、市民バス西線におけ

る「のるーと美唄」への代替の可能性などを検討するため、既存路線等の利用実態の把握に取り組んでまいります。

●13番松山教宗議員 今ご答弁いただきました、旧美唄工業高校跡地の利用についてでありますけれども、これまでの市の答弁から、庁内検討委員会に時間を要するなどの影響により、現時点での基本計画の策定に至ってないということでありましたが、今年度の基本計画策定の委託料として、約700万円相当の部分が計上されておりまして、そこで成果が得られているかどうかということも含めてお聞きしたいのと同時に、場合によっては、目標にたどり着いていないというイメージも若干受けるところでありますし、今言いましたように、委託料に対する市の考え方について、年度をまたぎますので、どう考えているのか市長に伺いたい。

●市長桜井恒君 委託額に対する市の対応方法についてであります。基本計画策定のための委託期間については、令和7年3月31日までとしておりますので、現時点において、達成目標に関する明確な判断は難しいところがあります。しかしながら、委託業務の成果品における達成評価については、設計変更等を視野に入れ、適格に対応してまいります。

●議長谷村知重君 一般質問中ですが、11時10分まで休憩いたします。

午前11時05分 休憩

午前11時10分 開議

●議長谷村知重君 休憩前に引き続き会議を開きます。

●1番永森峰生議員 議事進行。

会議の録画放映Y o u T u b eの取り扱いについて、私の一般質問の対応とも関連しますので、ルールに基づき発言の許可を求めます。

●議長谷村知重君 ただいまの永森議員の議事進行について、発言を許可します。

●1番永森峰生議員 発言内容は、美唄市会議規則第58条の規定にある「直ちに処理する必要があるものでなければならない」と考えますので、以下申し上げます。

令和6年第4回市議会定例会一般質問本会議における特定議員の発言が録画放映されるべきY o u T u b eから削除されていきました。

①なぜ、このようなことが起きたのか、技術上のトラブルか、そうでなければ、なぜ、このような恣意的な取り扱いとなったのか。

②議会事務の統理権のある議長の指示があったのか。

③「美唄市議会インターネット中継の実施に関する要綱」第7条に「議長が必要と認めたときは、議会運営委員会に諮り、発言者が議員の場合は、本人の同意を得た上で、録画中継の全部又は一部を削除できる。」とあるが、放映に関するルール違反はなかったのか。

これから発言を控えている私の一般質問も含めて、今後の録画放映がどうなるのか不信任感が消えません。会議の諸原則中、最も基本的な原則である「議員平等の原則」についての考え方を含めて、明確にお答えください。

●議長谷村知重君 議事整理のため、議会運営委員会を開催いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時13分 休憩

午後 2時00分 開議

●議長谷村知重君 休憩前に引き続き会議を開きます。

この場合、私から発言をさせていただきます。

先ほど永森議員から、令和6年第4回定例会における特定議員の発言が削除されており、これは美唄市議会インターネット中継の実施に関する要綱第7条に基づくものなのか。もし抵触しているのであれば、速やかにY o u T u b e 配信を再開すべきとのご発言でありました。美唄市議会インターネット中継の実施に関する要綱第7条の本人の同意の部分についてですが、確かに当該議員より明確な同意がないまま、私の判断により、Y o u T u b e 配信を停止いたしました。Y o u T u b e 配信の停止を判断した理由については、このまま当該議員の発言部分のY o u T u b e 配信を続けることによる市民生活への影響を考慮したものでありましたが、そのことが美唄市議会インターネット中継の実施に関する要綱の第7条に抵触する行為であったと思いますことから、これを認め、速やかにY o u T u b e 配信を再開することといたします。

それでは一般質問を続けます。

1番永森峰生議員。

●1番永森峰生議員 それでは、令和7年第1回市議会定例会一般質問において、大綱4件について質問いたします。

まず1件目、行財政運営についてであります。財政調整基金の取り崩しについてでございます。財政調整基金は、本市の財政運営におい

て、財源不足や災害など突発的な財政需要の増加といった財政リスクに対応するために積み立てられてきた基金であります。処分につきましては、基金条例の中で掲げられた規定に基づくものとされています。令和7年度当初予算において、3,500万円の財政調整基金繰入金が生計上されておりますが、当然この規定に即したものであるとは考えますが、原則、予算の調製は単年度における収入の範囲で、各部署とヒアリングを行い、支出を決定していくものと考えています。これまで、当初予算から財政調整基金を取り崩す予算の調製は、私には記憶にないところであります。

そこで一つ目、令和6年度の決算見込みはどうなっているのかを伺うとともに、二つ目として、基金を処分しなければ予算を調製できなかった要因・経過について伺います。また、三つ目として、本市の財政状況の認識について、市長の見解を伺います。

ただし、1点目の令和6年度の決算見込みにつきましては、同僚議員の答弁にありましたことから、割愛させていただきます。

次に、財政計画の作成についてであります。第7期美唄市総合計画前期基本計画が令和7年度で終了することから、令和8年度からの5年間の後期基本計画について、総合計画審議会での議論をいただきながら、策定を進めていくものと承知していますが、現在、公営住宅の建替えや美唄国設スキー場の改修など、大規模な整備事業が計画されているなど、本市の行財政運営に影響を及ぼす可能性があるものと考えています。本市の財政は、国等からの依存財源が7割を占め、国等の動向に左右される脆弱な状態であることは否めないこと

ろであります。今後、持続可能な行財政を進めるためには、計画的な財政運営が重要であり、「まちづくり基本条例」には、「市長は、総合計画と整合性を持ち、中長期的な財政見通しの下に、予算の編成及び執行に当たるものとします。」とあります。このことを踏まえ、令和8年度からの美唄市総合計画後期基本計画を策定するに当たり、今後の国の動向が極めて重要であることから、積極的な情報収集に努め、物価高騰による事業費の上昇、人件費等の上昇、公債費の上昇も加味した内容の公営企業会計も含めた財政計画を作成し、議会・市民に対し、財政状況について提示していくべきと考えますが、市長の見解を伺います。

2件目についてであります。子ども行政について、子どもの権利条例の制定についてであります。私はこれまで、令和5年第2回、令和6年第1回市議会定例会一般質問にて、子どもの権利条例の制定について提言してまいりましたが、答弁として、条例の重要性・必要性については理解を示しつつも、子どもの健やかな成長、発達のために何ができるのか、どのように取り組んでいくことが重要なのかを時間をかけ、しっかり議論していくことが重要だとして、「第3期美唄市子ども・子育て支援事業計画」の中で、見えてきた課題を踏まえ、保健福祉部、教育委員会、総務部と協議を行いながら、どのような条例が必要なのか議論を尽くし、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長をまち全体で後押しし、優しいまちづくりに取り組むとのことでしたが、この間、見えてきた課題とはどのようなものがあり、解決のため

にどのような議論をされ、活動してきたかを伺うとともに、昨年、「いじめ重大事態」という事象が起こっていますが、私は、市・市民が全ての子どもの権利を保障し、幸せに暮らせるまちづくりを取り進めるためにも、これらを踏まえ、「子どもの権利条例」の制定に向けて、早急に取り組むべきと考えますが、市長の見解を伺います。

3点目であります。地域情報化についてであります。行政DX推進事業・地域社会DX推進事業についてであります。デジタルトランスフォーメーションの定義としては、デジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良いものへと変革すること。また、既存の価値観や枠組みを根底から覆すようなイノベーションをもたらすものとされています。予算のポイントでの説明では、人口減少・高齢化という社会構造の変化により多様化・複雑化する地域課題の解決に向け、「書かないワンストップ窓口」の実装や「自治体スーパーアプリ」の導入とありましたが、どのようなものなのか、何がどう変わるのか具体例を挙げて市民にも分かりやすい言葉で説明してください。また、デジタルプラットフォームを整備し、デジタル実装推進企業との官民連携の体制を確立し、地域へのデジタル実装を強力に推進するとありますが、どのようなものであり、それらにより市民の生活がどのように改善され、住みやすいまちづくりにつながっていくのかを伺います。

最後4件目でございます。市政執行方針について、農商工連携についてであります。美唄の「食」と「農」のブランド化に向けては、首都圏に設置したアンテナショップでの販売

や各地で開催される特産品展示会などのPRを通じて、美唄ならではの特産品の販路拡大と魅力発信を推進していくとしています。本市には従来から、アンテナショップPiPaがあり、美唄市の特産品の情報発信や販売の拠点として、本市が大きく関わりながら設置され、アンテナショップPiPa出店者協議会が運営し、また「ふるさと納税」の開始時には、返礼品を贈り届ける拠点として、活用してきた経過があります。市政執行方針の中では、アンテナショップPiPaのことが明記されていませんが、市としての位置付けはどのようになっているのかを伺うとともに、今後の市としての考え方、関わり方について伺います。

●議長谷村知重君　ただいま永森議員から申し出のありました、質問項目の割愛につきましては、議長において措置いたします。

●市長桜井恒君(登壇)　財政調整基金の取り崩しについてであります。初めに、令和6年度の決算見込みにつきましては、実質収支の見通しとしまして、歳出面における人事院勧告に基づく給与改定に伴う人件費等の増額については、補正予算を計上することなく流充用により対応できる見込みであります。歳入面において、ふるさと納税が当初予算額20億円に対し、直近の実績で約8億円と大幅に予算割れしていることに加え、除排雪経費の補正により増額した特別交付税についても、全国的に自然災害が多く発生したことにより、自治体への3月分配分額は前年度に比べて大幅な減額が予想されとの通知もあることなど、一般財源の減少により、収支均衡は極めて厳しい状況にあると認識しているところで

す。

次に、財政調整基金を処分しなければならない要因・経過につきましては、これまでの実績において、ふるさと納税による寄附のほとんどが使途の指定がない一般財源となっており、本年度、ふるさと納税が減少した主な要因が令和5年産米の品薄状態や価格高騰による寄附者の減少であり、返礼品の約7割を占める米の今後の動向が不透明である現状を踏まえ、令和7年度予算編成に当たっては、ふるさと納税に依存することなく、収支均衡を図っていくことが課題となっていたところです。このように、一般財源の大幅な減少が避けられない中、歳出面においても、令和6年の人事院勧告に基づく給与改定の影響額のうち、人件費分に関しては、普通交付税の増額により、ある程度対応ができたものの、職員給与を算定基礎とする指定管理委託料をはじめ、各種委託料の増加のほか、修繕料、建築改良費の増加など、物価高騰に起因する影響が大きく、予算編成当初から大幅な収支不足が見込まれていたところです。このため、事務事業評価に基づく事業の重点化や効率化はもとより、補助金の見直しや内部管理経費の見直し、さらには、下水道事業会計における資本費平準化債の発行により、一般会計繰出金の圧縮を図るなど、徹底した歳出削減に努めたほか、ふるさと納税については、返礼品の充実などの見直しを進めることによる一定の回復を見込み、前年度比で8億円減の12億円を計上いたしました。なお不足する一般財源について、市税や地方交付税などによる調整は困難であったことから、財政調整基金の使用により補填することとしたものです。

次に、本市の財政状況の認識につきまして、これまでの行財政改革に加え、ここ数年では特別交付税の増額などにより、大幅な黒字決算を確保するとともに、ふるさと納税寄附金を活用し、市民ニーズに対応した新たな施策の展開や、将来的な財政支出に備えた各種基金への積み増しも進めてきたことにより、財政の健全度を示す各指標については改善しております。しかしながら、今後、中長期的には、長引く地域経済の低迷や人口減少に伴い、歳入の根幹である市税収入及び地方交付税はともに減少していくことが予測されるほか、ここ数年増加していたふるさと納税についても、今年度における大幅な減収からの急回復は見通せないのが実情であります。一方、歳出にあっては、高齢社会の進行による社会保障関係経費の増大や、公共施設やインフラ施設の老朽化対策などの財政需要は高まっていくことが見込まれているほか、これに加え、昨今の物価高騰による予算への波及、金利の動向、人件費の影響などを考慮すると、さらに厳しい財政運営を余儀なくされるものと認識しているところであります。私は市長就任以来、「市民の暮らしを守ることを最優先にする」「事業の優先順位を見直す」「びばいの未来へ投資する」という三つの基本政策を軸に市政運営を進めておりますが、今ほど申し上げた厳しい状況も踏まえ、今後におきましても、これらの基本政策をしっかりと実践していくことが、結果として、様々な課題を克服し、総合計画に掲げる将来像の実現への近道であるとの強い決意のもと、引き続き、事務事業の質的転換や新たな歳入確保策を講じるなど、未来志向の行財政改革に取り組み、本

市を取り巻く社会経済情勢の変化に的確に対応しながら、将来にわたって持続可能な財政基盤の確立を目指してまいりたいと考えております。

次に、財政計画の作成についてであります。公営住宅建替えや国設スキー場整備など、公共施設の更新需要に伴う大型事業の実施については、人口減少や少子高齢化の進行により、将来的には市税や地方交付税の減少が見込まれる本市の厳しい財政環境にあっては、持続的な財政運営を見通した中で進めていくことが重要であると認識しております。美唄総合計画では、重点施策「暮らしに根ざした行財政改革の推進」の「行財政運営」において、財政健全化判断比率の各指標を成果指標としておりますが、中長期的な視点に立ち、持続的な財政運営と将来を見据えた行財政基盤の確立を目指すための指針として、総合計画と期間を同じくする「美唄市中長期財政見通し」を令和2年度に策定しているところであります。今後、財政規模の縮小が避けられない中で、将来世代への負担の先送りを回避し、少子高齢化の進展を見据えた次代のまちづくりを進めるためには、事業継続の可否も含め、限られた経営資源を効率的かつ効果的に投入するなど、さらなる予算の重点化が不可欠な状況となっております。こうした背景を踏まえ、財政見通しは国の地方財政対策や社会情勢の変動に大きく影響されることは否めないところではあります。総合計画に掲げる施策や事業を推進するための財源確保と裏付けという観点から、来年度中に策定する後期基本計画の実効性を高めるためにも、地方財政を取り巻く動向に留意しつつ、適時見直しを

行っていくこととしております。なお、具体的な目標値などを定めた「財政計画」の策定については、今ほど申し上げました「中長期財政見通し」による収支見通しと課題を踏まえ、毎年度における予算編成の中で、健全で持続可能な規律ある財政運営を基調とした予算を調整していくことが重要であると認識しておりますことから、現時点においては、策定は考えていないところであります。

次に、子どもの権利条例の制定についてありますが、「第3期美唄市子ども・子育て支援事業計画」は、未来の美唄市を支える子どもたちが健やかで心豊かな人間として育ち、夢や希望を持って自らの力を発揮できること、さらには、子育てに対する不安や負担、孤立感を感じる保護者が、寄り添い、支える支援を受けながら、子どもの成長を喜びや生きがいとして感じるができる環境づくりを進めるため、市民が参画する「次世代育成支援推進委員会」や庁内関係課で構成する「次世代育成支援対策庁内検討委員会」で協議して策定したところです。この計画の策定を進めていく中で、「すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されること」、「すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況など、どんな理由でも差別されないことを保障されること」など、

「児童の権利に関する条約」の基本原則の重要性を改めて認識したところです。一方、本市におきましては、年々、子どもが減少している状況などから、まち全体で子どもを育てる機運の醸成に相当の時間を要するものと考

えられます。今後は、今年度策定した「第3期美唄市子ども・子育て支援事業計画」を踏まえた上で、教育委員会と連携し、「次世代育成支援推進委員会」を活用するなど、市民の意見を聞きながら、美唄らしい条例の制定に向けて取り組んでまいります。

次に、行政DX推進事業、地域社会DX推進事業についてであります。「書かないワンストップ窓口」とは、北見市が先行して実施している取組で、管内では、岩見沢市、三笠市、滝川市、深川市においても取り組まれており、来庁した市民が申請書を記入することなく、窓口に向かい、本人確認及び必要な事項を口頭で伝えることで、必要な申請書が作成され、確認の署名を行うことにより、手続きが完了するものであります。具体例としましては、これまで所得証明と住民票を取得したい場合、記載台に向かい、申請書に必要な事項を記入の上、各々の窓口に向かい、申請書を提出し、書類を受け取り、各々の窓口で会計行っておりましたが、今後は直接窓口に向かい証明書と住民票を取得したい旨を申し出ていただき、身分証を提示することで、職員が窓口で申請書を作成し、来庁者は申請書の内容を確認の上、署名したのち、1か所の窓口で両方の書類の受け取りと支払いが済むこととなります。

次に、「自治体スーパーアプリ」につきましては、現在、市が提供しているマイナポータルや美唄市公式アプリなどオンラインサービスを利用する場合、各々のアプリを起動する必要性がありましたが、スーパーアプリの導入を行うことで、地域情報、行政サービス、デジタルサービスを一元化するとともに、利用

者の年齢や性別などの属性に基づき最適な情報を提供するものであります。また、本アプリに市のデジタルサービスを集約することで、今後、各種の地域課題に対応するデジタルサービスを導入することとなった場合でも、本アプリを起点として利用が可能となり、体系的なサービス提供ができるものであります。具体例としては、これまで「ごみの出し方」

「図書館での本の借り方」さらには「バスや病院の情報」などを確認する場合、それぞれ別々のアプリやホームページを利用する必要がありましたが、本アプリを利用することで全ての情報を簡単に確認したり、手続を行ったりすることができるものであります。また、本アプリには、地域ポイント・地域通貨機能を搭載予定であり、今後、地域活動や健康活動、ボランティア活動などへの参加によりポイントが取得でき、ポイントは行政サービスや買い物などに利用できることから、市民同士の支え合いを促すことが期待されます。なお、「書かないワンストップ窓口」「自治体スーパーアプリ」については、新しい地方経済・生活環境創生交付金の対象となっており、補助率は2分の1、残りの地方負担分については地方交付税の増額等への対応となっております。

次に、官民連携の体制についてであります。美唄市における地域特有の課題を、デジタルの力で解決・改善する「地域社会DX」の取組に関し、行政、民間企業及び関係団体等による協働で推進するため、令和6年11月26日に、市内で活動するIT事業者や商工会議所とともに、「美唄市地域社会DX推進協議会」を発足したところであります。本協議会

では、市民に分かりやすく「地域社会DX」に係る情報を提供し、地域住民の利用を促すとともに、美唄市を実証フィールドに、民間のIT事業者たちが地域課題に対応する新たなデジタルビジネスを創出し、それを他地域に横展開することで収益化を図り、本市は最新のデジタル技術を迅速かつ効率的に課題解決に取り入れつつ、民間事業者は市からの支援や業務発注に過度に依存することなくビジネスを持続可能とする仕組みの構築を目指すこととしております。これらデジタル技術の取組を進めていくことにより、市民のサービスの向上が図られるとともに、持続可能なまちづくりにつながるものと考えております。

次に、農商工連携についてであります。アンテナショップPiPaは、平成21年7月に市の観光情報・特産品PRの拠点施設として設置され、平成24年から自主運営となり、直売所としての機能に加え、物産展等に参加するなど、本市の観光振興・特産品情報発信等に取り組んできております。アンテナショップPiPaは、「農産物」「焼き鳥」「とりめし」などの特産品による「食」や様々な地域資源を活用し、特産品の販路拡大、地域観光物産情報の発信、ふるさと納税の返礼品の提供などにより、美唄の魅力の向上と地域活性化を図り、美唄の観光・特産品振興に寄与したところであります。市としましては、「アンテナショップPiPa」を特産品の情報発信や販売の拠点として位置付け、今後におきましても、同様な関わりを持ちながら、市が参加する様々なイベント等を通じ、協働して農産物や特産品等のPRに取り組んでまいります。

●議長谷村知重君 次に移ります。

10番森明人議員。

●10番森明人議員 令和7年第1回定例会一般質問、大綱2点について、市長及び教育長に質問いたします。

子ども行政について、「こども基本法」についてお聞きします。道は、新年度予算を先月発表し、一般会計の総額は令和6年度予算を1%上回る3兆505億円で、4年ぶりに前の年を上回りました。新年度、道が重点政策とする434の事業のうち、99件が新事業であります。その中でも、子どもが健やかに成長できる社会づくりを目指す「子どもまんなか社会」の関連予算は448億円を計上しております。こどもまんなか社会とは、大人として自分らしく生活を送ることができるようになるまで、国全体で取り組み、支えていくことです。全ての子どもの権利を保障する「こども基本法」は令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行され、令和5年4月には「こども家庭庁」が発足しました。未来の宝である子どもたちの最善の利益を第一に考え、こども政策を社会の真ん中に、取組が推進されております。そこで大切なのは、当事者である子どもたちや若者が意見を表明し、政策に反映できる仕組みが必要と考えます。「こども基本法」は、社会参画の機会の確保や子どもの意見の尊重を基本理念としております。子どもの健やかな成長とともに、自殺や虐待、いじめ、不登校、貧困など、子どもや若者をめぐる問題が多様化、深刻化する中で、課題解決に向け、当事者目線を大切にすることは大事です。市長は既に、一部において取り組んでいらっしゃることは確認しております。以上を踏まえた上で、確認させていただきたいんですが、まず一つ目

に「こども基本法」とは何か。その目的や内容について伺いたします。2番目に、「こども基本法」に基づく、子ども施策の策定への子どもの意見の反映について伺いたします。

次に、教育行政について、教育長にお伺いたします。

部活動の地域移行についてお聞きします。令和5年第3回定例会において、部活動の地域移行に向けた質問をさせていただきました。少子化が進む中、学校部活動を従前と同様の体制の運営のほか、専門性や意思に関わらず教師が顧問を務める、これまでの指導体制の継続は厳しい状況になっています。本市の部活動の地域移行に向けては、指導者を確保する仕組みの構築をはじめ、活動場所の確保や費用負担の在り方などについて、教員や関係団体と協議を行い、課題を整理するとともに、現在、先進的に取り組んでいる市町の取組を参考としながら、体制の構築を図り、生徒が安心して活動に取り組むことができるよう、検討すると答えていただきました。2022年12月にスポーツ庁と文化庁が発表した学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインの中で、2023年から25年の3年間を改革期間とすると定めております。また、地域によって、3年で実現することが難しい場合があるために、地域の実情などに応じて、可能な限り早期に実現する方針も示しております。本市のホームページにおいては、部活動の地域移行の方向性の検討を進めていく、スポーツ庁のガイドライン、道が発信する北海道部活動の地域移行に関する推進計画、それと地域移行に関するアンケ

ートについての情報しかありません。利用者の保護者からは、令和8年から部活動の地域移行が始まるが、どうなるのか、不安の声が聞かれております。以上を踏まえて、教育長に質問させていただきます。部活動の地域移行の今現在の進捗状況をお伺いしたいと思えます。

●市長桜井恒君(登壇) 「こども基本法」についてであります。初めに、「こども基本法」の目的につきましては、日本国憲法及び「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、子どもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することとされております。同条約につきましては、18歳未満の子どもが大人と同じく一人の人間として持っている権利を認め、「命を守られ成長できること」「子どもにとって最もよいこと」「意見を表明し参加できること」「差別のないこと」の四つの原則と、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の四つの権利が盛り込まれています。

次に、「こども基本法」の内容につきましては、「こども施策」を社会全体で総合的に進めるため、「全てのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと」「全てのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること」など6つの基本理念を定め、国と地方公共団体に対

し、「こども施策」を策定・実施する責務を課しております。また、国は、令和5年12月に「こども大綱」を定め、地方公共団体は、この大綱の趣旨を勘案して「こども計画」の策定に努めるものとされております。

次に、「こども施策」の策定等に関する子どもの意見反映につきましては、本市においては、中学生による子ども議会の開催や私が小学校に出向いて、子どもたちとまちづくりについての意見交換を行っており、令和7年度には「子どもたちの未来会議」の開催を予定しているところであります。市といたしましては、子どもが社会の一員であるという「こども基本法」の趣旨を踏まえ、これまで以上に子どもたちの声がまちづくり施策に反映されるような環境づくりに取り組んでまいります。

●教育長石塚信彦君(登壇) 部活動の地域移行についてであります。学校の部活動につきましては、近年の少子化に伴う部活動数や部員数の減少、教員の働き方改革など、学校だけでは部活動の体制を維持することが難しい状況になってきております。このことは、本市に限らず、全国的にも同様で、各自治体において、将来にわたり子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しんでいくために部活動の地域移行に向けた取組を進めているところであります。

令和6年度の本市の取組状況を申し上げますと、昨年7月に、部活動の地域移行を先進的に取り組んでいる伊達市を視察したほか、児童生徒の部活動の機会の確保や必要な事項を検討するため、スポーツ・文化団体の代表者、学校長、教職員、保護者、教育委員会職員で構成する「美唄市部活動の地域移行検討協議

会」を設置し、協議をはじめたところであり
ます。今後の検討を進めていく上で、子ども
たちや、その保護者、学校現場の先生方のほ
か、スポーツや文化の関係団体の皆さんが、
学校の部活動に対し、どのような意見を持っ
ているか把握することが必要なことから、8
月から9月にかけてアンケートの実施をいた
しました。アンケートの結果につきましては、
部活動の地域移行に対して「賛成」の声を聞
くことができましたが、移行に当たっての課
題、意見も多くいただいていたところです。

また、11月には、教育委員会とPTA連合会
主催で部活動の地域移行をテーマとした講演
会を開催し、部活動の地域移行を考える機会
に取り組んだほか、近隣の市町と部活動の地
域移行に向けた協議をする中で、それぞれの
まちの取組や課題などの情報共有にも努めて
いるところでもあります。今後におきましても、
今年度の取組を踏まえ、部活動の現状や課題
を整理し、検討協議会において、具体的な協
議を進め、令和8年度に向けて、地域移行が可
能な部活動から順次取り組んでまいります。

●10番森明人議員 部活動の地域移行につ
いて、次年度の取組であります、どのような
スケジュールで進めていく予定か、お伺い
いたします。

●教育長石塚信彦君 部活動の地域移行の今
後の取組についてであります、今年度実施
したアンケート結果や検討協議会の中で、部
活動の地域移行に伴う指導者や活動場所の確
保、移動手段、それらに係る費用負担などが
課題として挙げられております。このため、
令和7年度は定期的に検討協議会を開催し、課
題を解決していくほか、部活動の地域移行を

行う上で、最重要課題である指導者の確保に
向けて、スポーツや文化の関係団体などに協
力いただけるよう取り組んでまいります。ま
た、生徒、保護者、地域の方への「部活動の
地域移行」の情報が少ないことも課題となっ
ていることから、本市の地域移行に向けた取
組の進捗状況や方向性を市のホームページや
広報紙へ掲載するほか、学校を通じて情報発
信を行い、地域における「部活動の地域移行」
への理解と協力をいただけるよう努めてまい
ります。

●議長谷村知重君 次に移ります。

5番古賀崇之議員。

●5番古賀崇之議員 令和7年第1回定例会に
おいて、農業行政について、3点質問いたしま
す。

まず1点目であります。水田活用直接支払交
付金についてであります。新聞報道によると
水田活用の直接支払交付金の見直しに関して、
特に5年水張り要件の撤廃が検討されている
と聞いております。これまでの5年水張り要件
では、畑作転換した水田でも、5年の間に一度、
一定期間の水張りが必要とされ、多くの農家
の皆さんが用水路や畦畔の保持などの対策に
苦勞されていると認識しておりますが、そこ
で、この5年水張りルールが始まってから本市
ではどのぐらいの面積が水田を畑地化し、ま
た現在、畑地化促進事業の申請をしているか
伺います。

2点目、地産地消についてであります。食
料・農業・農村基本法が25年ぶりに改正され、
現在、基本計画策定に向けて議論がされてい
ます。この食料・農業・農村基本法は、1999
年に制定され、食料の安定供給、農業の持続

的發展、農村の振興を基本理念としています。そのような中、近年の食料安全保障の強化、気候変動等の多くの課題を受け、改正内容が議論されています。食料安全保障の強化を考えると、輸入に依存せず、地域で生産・消費することで、国内の食料自給率を高めていくことができると考えます。特に今回の改正では食料安全保障の観点から自給率の向上が重視されており、地産地消の推進が政策的に支援される可能性が高いと考えています。また、3月6日の参議院予算委員会での国の学校給食無償化に関する首相答弁でも、地産地消や有機農業の推進を重視する考えを示しています。そこで、本市における地産地消の現状とそのPR等の促進はどのようなになっているのか伺います。

3点目、担い手育成対策についてであります。農業・農村の持続的発展には、農業担い手確保が急務と感じており、農業担い手対策について、令和5年第4回定例会でも質問させていただきました。しかし、未だ本市においても、農業従事者の高齢化が進み、本市農業においても深刻な問題となっております。新規就農者について、農業次世代人材投資資金など国の制度の支援体制がありますが、親元就農に対しても国の支援があるものの、研修終了後5年以内の経営継承をしなければならない等の制約があります。本市では家族経営が多くを占めるところではありますが、市独自の親元就農支援対策を講じ、農業担い手の確保をしていく必要があると考えますが、本市の考えを伺います。

●市長桜井恒君(登壇) 水田活用の直接支払交付金についてであります、畑地化促進事

業の申請による、畑地化した面積は令和4年度から令和6年度において、約70ヘクタールとなっており、5年水張り要件の最終年度となる令和8年度までに畑地化される面積につきましては、地域農業再生協議会によると、さらに増える見込みと伺っております。

次に、地産地消についてであります。本市では、米、麦、大豆などの土地利用型作物を中心に作付されているほか、アスパラガス、ハスカップ、トマト、ニンニク、生姜、越冬キャベツ、レタスなどの高収益作物が作付けされ、最近ではブロッコリーを生産する農家が増えてきております。地元農産物のプロモーションとして、美唄市農業協同組合、峰延農業協同組合、それぞれが主催するイベントのほか、美唄市内3農協青年部連絡協議会主催のびばい新米収穫祭などを通じて、農産物のPRを実施しております。また、学校給食においても地元食材を重点的に活用するなど、市民への地元農産物のPRを行ってまいります。

次に、担い手育成対策についてであります。国の新規就農者確保緊急円滑化対策のうち、世代交代・初期投資促進事業におきましては、就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取組を支援するなど、親元就農を含め、円滑な経営継承・経営発展に向けた取組を後押しすることとしております。本市においては、国の支援事業を活用しながら、来年度、本市農業の5か年計画である美唄市農業ビジョンを策定する中で、本市就農者の多数を占める親元就農者へ支援できるような担い手対策を検討してまいります。

●5番古賀崇之議員 まず1点目は、水田活用

直接支払交付金についてであります、本市においても、水田の持つ多面的機能を考慮しながら、持続可能な農業を支援していく必要があると考えます。また、昨年よりも米価の高騰などで消費者の米離れが進む懸念もある中、本市の農業を持続可能とするために、今後、水田活用の直接支払交付金制度の見直しに伴い、農家への周知や支援策をどう進めていくのか考えを伺います。

2点目であります。ただいまのご答弁の中にもありましたが、地産地消についてであります。本市でも多くの高収益作物が生産、販売され、アスパラガス、ハスカップなどは美唄市の有名な特産品となっております。また、数年前からは市内でも若い農業者がニンニクやサツマイモなどを生産し、6次産業化にもチャレンジしています。先日の農業関係のテレビ番組では特集を組んで、雪の下キャベツの収穫をしている様子が放映されており、新たな美唄市の特産品として期待するところであります。また、2026年からはブロッコリーが指定野菜として追加され、作付面積や出荷量も増加すると言われております。このように多くの野菜なども他の地域の販売はもちろん、地元でも提供、販売していくための具体的な施策、また持続的に生産していくための支援等はどのように考えているのか伺います。

●市長桜井恒君 水田活用の直接支払交付金についてであります、令和7年度以降、水田活用の直接支払交付金制度の見直しや令和9年度からの新たな国の方針について、北海道市長会などと連携し、必要な要望を行っていくほか、制度改正などにつきましても、国や北海道から正確な情報が入り次第、農業者の

皆様へ周知を図るとともに、必要な支援について検討してまいります。

次に、地産地消についてであります、農家人口の減少による労働力不足から収穫などに人手を要する高収益作物の作付面積が減少傾向にあり、それらの要因による農業所得を確保するためにも、継続的な地産地消の取組が必要不可欠であると認識しております。今後においては、生産農家や農協と連携し、市内で採れる新鮮な農作物の地元での消費を喚起するような支援策を検討してまいります。

●議長谷村知重君 次に移ります。

9番山上他美夫議員。

●9番山上他美夫議員 令和7年度第1回定例会において、大綱1点、市長に質問いたします。

A I デマンドバス「のるーと美唄」についてであります、昨年10月1日から運行を開始し、実証運行開始から5か月が経過しておりますので、「のるーと美唄」の現状と今後の運用について何点かお伺いいたします。

高齢化が進む美唄市における運転免許証の保有状況については、令和4年12月発表の美唄市地域公共交通計画によれば、美唄市は高齢者の運転免許証の保有が多い状況であるが、運転免許証の返納者数も年々増加しており、令和2年度の運転免許証返納者数は80人で、高齢者に対する公共交通による移動支援が重要となっていると示されております。このような状況のもと、市民の公共交通による移動手段として、A I デマンドバス「のるーと美唄」の実証運行が昨年10月1日から始まり、当初は昨年12月31日までとされていまして、実証運行は本年3月31日まで延長されました。A I デマンドバスについては、市のホームページに

次のような説明があります。「人工知能、つまりAIが予約状況に応じて、運行ルートを考えながら走る乗合サービスであり、市民バスのように決まった時刻表やルートはなく、乗りたい時刻や予定に合わせて利用することができ、効率的に運行するため、待ち時間や乗車時間が比較的少なくなります」との説明がされております。また、昨年11月20日の北海道新聞デジタル版では「のるーと美唄」についての記事がありまして、運行を開始してから約1か月半の利用者数は、延べ1,000人を超えたが、利用登録者は430人で、登録者の半分はまだ使っていないとの記事がありますが、同僚議員の昨年第4回定例会の質問でも、11月末現在の会員登録数は495人であり、利用者数は1,513人であるとのことで、会員登録数と利用者は徐々に増えている状況かと思えます。そこで、私も「のるーと美唄」の調査のために2回乗車をしましたが、感想としては、まずスマホのアプリで予約を行ってから、バスを待つ間にはスマホにバスが到着するまでの時間が表示され、ストレスのない乗車ができました。そこで感じたことは、快適な公共交通であるという感じを受けております。さらに、他の乗車予約がなければ、最短ルートで目的地までの運転などは市民の足として大変に利便性が高く、「のるーと美唄」は自家用車を持たない市民、特に高齢者にとっては大変便利な公共交通であると感じたところであります。高齢化が進み、免許証を返納する市民が増えている状況のもと、公共交通としてのAIデマンドバス「のるーと美唄」の普及と充実が市民の足として定着し、この実証運行が実のある結果となることを期待するところであります。

ます。現在、「のるーと美唄」の利用方法としては、一つ目に、美唄市役所公式LINEアプリの友達登録から予約する。二つ目に、スマートフォンアプリ、のるーと専用アプリをダウンロードして予約する。三つ目に、予約専用電話に会員登録をして電話で予約する。以上の3通りであります。いずれの方法もアプリの登録や会員登録が必要となっており、「のるーと美唄」の利用が多いと思われる高齢者にとっては、少しハードルが高いのではないかと感じるころであります。また、「のるーと美唄」のこれまでの利用状況などについて、3点ほどお伺いしたいと思います。

まず1点目としては、「のるーと美唄」の登録者数と延べ利用者数、そしてLINEアプリやスマートフォンアプリ及び予約専用電話ごとの利用割合についてお伺いいたします。

2点目として、高齢者には少しハードルが高いと思われそうですが、アプリ登録が気になり、アプリの登録方法について、市のほうに問合せはないのか、その点についてお伺いいたします。

3点目といたしまして、「のるーと美唄」の実証運行期間について、市長の市政執行方針では「実証運行を継続し、既存路線の見直しなど、今後の市内の公共交通体系の検討を進める」とされておりますが、現在、運行されています市民バスや乗合タクシーなどは、「のるーと美唄」の路線が重複することもあり、財政の面からも早期の見直しが必要・重要であると考えるところですが、いつ頃を目処に見直しを検討されているのか、考えをお聞かせしたいと存じます。

●市長桜井恒君(登壇) AIデマンドバス

「のるーと美唄」についてであります、初めに「のるーと美唄」の登録者数と延べ利用者数につきましては、令和6年12月末現在で登録者数は647人となっており、延べ利用者数は2,896人となっております。

次に、LINEアプリなどの利用割合につきましては、LINEアプリが14%、スマートフォンアプリが31%、予約専用電話が55%となっております。

次に、アプリの登録方法などに関する問合せにつきましては、実証運行開始からおおむね1か月間は1日数件程度の電話や窓口における問合せがありましたが、現在は、ほとんど問合せがない状況となっております。

次に、今後の市内公共交通体系の見直しについてであります、地域公共交通計画における調査・検討期間をおおむね3年間設定していることから、令和9年度に向けて、地域公共交通の見直しを進めてまいります。

●9番山上他美夫議員 12月末時点で「のるーと美唄」の登録数は647人であり、延べ利用者数は2,896人という数字についてであります、市民バスや乗合タクシーを利用していた市民は、「のるーと美唄」が市民バスや乗合タクシーよりも便利だと感じて利用を切り替えたのではないかと考えております。「のるーと美唄」の運行により、同時期の市民バスや乗合タクシーの利用者数はどれくらい減少したのかについてお伺いしたいと思います。

●市長桜井恒君 市民バスや乗合タクシーの利用者数についてであります、「のるーと美唄」の実証運行区間区域内には、市民バス東線の運行区域と日東・茶志内地区の乗合タクシー運行区域の一部が含まれているところで

あり、「のるーと美唄」の令和6年10月から12月までの実証運行期間と前年同時期を比較したところ、市民バス東線は553人で4%の増加、乗合タクシーは24人で14%の減少となっております。

●9番山上他美夫議員 「のるーと美唄」を含む地域公共交通の運用については、「のるーと美唄」の調査・検討期間をおおむね3年と設定していることから、令和9年度に向けて地域公共交通の見直しを進める」とされておりますが、今後も「のるーと美唄」の利用が好調であれば、財政健全化の面からも、前倒しで既存路線の見直しを行った方が良いかと考えますが、そのようなお考えがあるかどうかについて、お尋ねいたします。

●市長桜井恒君 「のるーと美唄」の運行についてであります、既存路線の見直しにつきましては、地域公共交通全体がより効率的かつ持続可能な形になるよう、「のるーと美唄」の実証運行状況を検証しながら、地域公共交通活性化協議会において検討してまいります。

●議長谷村知重君 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

本日はこれをもって延会いたします。

大変お疲れさまでございました。

午後 15 時 06 分 延会

